

地域生活支援拠点機能の充実について

～来年度以降の取組～

福祉保健部 福祉課

1 地域生活支援拠点とは

地域生活支援拠点等の整備

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、地域全体で障がい児者の生活を支えるサービス提供体制を構築すること

国は自治体に対し「平成32年度末まで整備すること」としている

具体には

- 1 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施と短期入所等の活用
- 2 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

細分化すると

- 1 相談
- 2 緊急時の受入れ・対応
- 3 体験の機会・場
- 4 専門的人材の確保・養成
- 5 地域の体制づくり

既に地域にある機能を含め、原則5つの機能全てを備えることとする

三条市の場合

整備の形態

- 1 多機能拠点整備型
GHや施設に5つの機能を付加した体制
- 2 面的整備型
地域の複数の機関が分担して5つの機能を担う体制

三条市の5つの機能の状況（代表的なもの）

- 1 …指定・委託相談支援事業所整備、2021年に基幹整備
- 2 …市内短期入所事業所及び長久と緊急時の受入に関する協定
- 3 …市営住宅を1室確保し一人暮らしの体験の機会を提供
- 4 …地域自立支援協議会にて各種研修会実施
- 5 …地域自立支援協議会にて地域の課題整理及び資源の活用

三条市の整備の形態

多機能拠点整備型 + 面的整備型

2つの拠点施設（グッデイいきいきサポートセンター及び長久の家）を整備しつつ、5つのうちの1つでも機能を持つ既存の事業所等を「地域生活支援拠点の一角」と位置付け、面的にも整備する形態

第5期障がい者福祉計画で「平成28年度整備済み」と評価

現状

- 1 拠点とは何かが分からず、運営にあたり今後何をどう進めたらよいか分からない
- 2 拠点に係る加算が新設されたが、どのような事業所が拠点機能を持つ事業所なのかが分からない
- 3 緊急時の受入れにあたり“緊急”の定義がなく、ルールも整理されていないため、実際に受入れができなかったケースがあった
- 4 実施状況の把握がなく、拠点機能の成果が分からず、成長もしない

課題

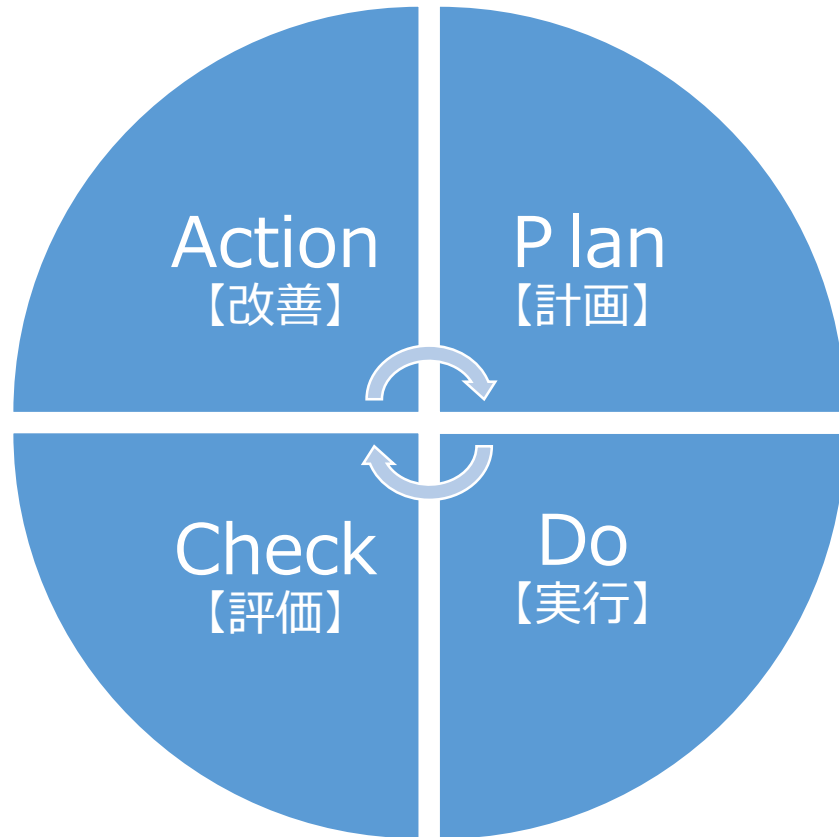
- 1 拠点の意義を十分に理解することが必要
- 2 拠点と位置付ける事業所の定義を決めることが必要
- 3 緊急時の受入れについて、拠点としての役割を果たせるような一定のルール作りが必要
- 4 定期的な振り返り（評価）の仕組みが必要

来年度の取組

- 1 計画推進部会に拠点企画運営機能を持たせる（課題 1・2・4 についての取組）
- 2 緊急時の受入れについて計画推進作業部会を開催し、現状の検証、ルールの検討を行う（課題 3 についての取組）
（参集範囲）市内短期入所事業所、長久の家、市内相談支援事業所、圏域地域生活支援センター、市 等

3 来年度以降の取組（案）

計画推進部会（船長）が中心となり、拠点をどこに（目的地）、どのような手法で（航路）向かわせるのか、まずは計画することから



年次	過程	主体	内容
2019年度	Plan 計画	・部会 ・作業部会	1 三条市が目標とする障がい児者の生活を支えるサービス提供体制を確認 2 拠点と位置付ける事業所の定義を決める 3 緊急時の定義と確実な受入れ体制の構築 4 評価基準の設定
同上	Do 実行	・事業所	1 計画されたものを実行（サービス提供）
2020年度	Check 評価	・部会	1 評価基準に照らし合わせた振り返り
同上	Action 改善	・部会 ・作業部会	1 機能について改善すべき箇所について検討 2 改善に向けた取組

2021年度以降は障がい者計画等に合わせ、拠点機能についても3年を1クールとし、PDCAサイクルで運営する